

挑戦者をつくる雑賀崎・田野エリアの未来デザイン
- 静かな日常が、心を動かすまち -

【資料編】

1. 地域の基礎情報

〈雑賀崎地区の概要〉



人 口：915 人（世帯数 507） 高齢化率 50.3%（令和 2 年国勢調査基準人口世帯数 令和 7 年度 4 月 1 日現在）

面 積：約 1.12 平方キロメートル

アクセス：和歌山市中心部から車で約 20 分。和歌山バスで「雑賀崎」下車すぐ。

交通条件：路線バスが 2 路線あるものの、便数が 1 時間に 1 本程度。

急斜面の地形や狭小路地による接道が多く、主要道路以外の道路は狭い。

環 境：紀伊水道を望む景勝地。半島先端部に位置し、海岸侵食地形と急峻な斜面に集落が広がる。

雑賀崎漁港周囲の丘陵部に家々が建ち並ぶ風景から「日本のアマルフィ」とも呼ばれる。

産 業：底引き網漁と一本釣りがさかんで真鯛や足赤えびがよく獲れる（船 41 隻）。

漁業と観光が主な産業。

主な地域資源：番所庭園（瀬戸内海国立公園）、上人窟、雑賀崎のまちなみ（日本遺産構成要素）

雑賀崎灯台、雑賀崎から見る夕景、レモンの丘公園（沖見の里）

漁村集落特有の漁業文化、豊富な水産物、雑賀崎漁港の船上販売、雑賀崎シーパーク

空き家を活用した民泊、飲食施設

NPO や住民による「夕日を見る会」等の地域活動が行われている。

地域の文化財：雑賀崎台場、鷹の巣、※養翠園、※水軒堤防 ※印は隣接する雑賀地区に所在

主な地域課題：高齢化、人口減少に伴う空き家の増加、漁業従事者の後継者不足。

廃旅館等による景観の阻害。

主要駅からの交通アクセス、生活交通の不足、急斜面と狭小路地による生活環境の制約。

〈田野地区の概要〉



人 口：416人（世帯数 159） 高齢化率 63.4%（令和2年国勢調査基準人口世帯数 令和7年度4月1日現在）

面 積：約 0.34 平方キロメートル

アクセス：和歌山市中心部から車で約 20 分。和歌山バスで「田の浦」下車すぐ。

交通条件：路線バスの便数が 1 時間に 1 本程度。

急斜面の地形や狭小路地による接道が多く、主要道路を含め道路幅員は狭小。

環 境：浪早崎に隣接する半島部にあり、斜面地に密集した漁村集落を形成。（明治期に雑賀崎から独立。漁民のみの集落であったといわれる。）

浪早ビーチや田ノ浦漁港を有し、海水浴等で利用されてきた。

漁港を中心とした漁業文化が根付く。

産 業：漁業が主な産業であったが、現在は 5 隻程度しか稼働していない（底引き網漁）。

主な地域資源：浪早ビーチ、浪早崎（瀬戸内海国立公園）、豊富な魚種から釣りスポットとして人気。

漁村集落特有の漁業文化、空き家を活用した民泊施設

和歌浦地区、雑賀崎地区へとつながる観光遊歩道が整備されている。

（漁港内に民間事業者の足赤えびの陸上養殖の研究施設がある。）

主な地域課題：高齢化、人口減少に伴う空き家の増加、漁業従事者の後継者不足。

廃旅館等による景観の阻害。

主要駅からの交通アクセス、生活交通の不足、急斜面と狭小路地による生活環境の制約。

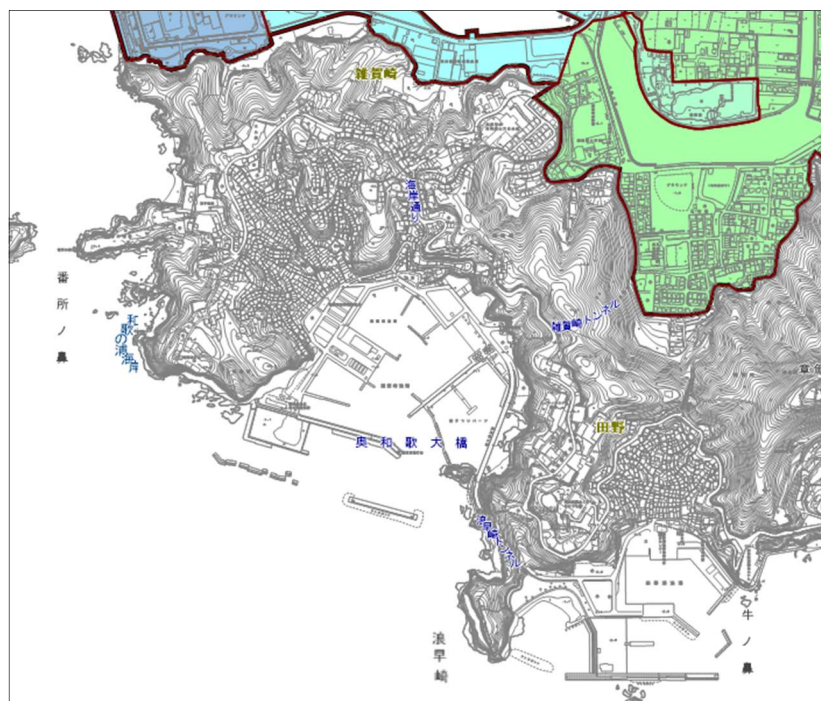
域内での消費機会の創出、消費の促進が必要。

2. 都市計画法等による土地利用について

雑賀崎・田野地区周辺は各種の法規制によって景観の保全が図られており、都市計画法上の区域区分では、雑賀崎の一部を除いた全体が市街化調整区域に指定されている。

また、自然景観や風致の保護の観点からも、様々な法規制がかけられており、土地の利用や開発においては、これらの規制への対応が求められる。(和歌山市では、日常生活上必要となる物品販売店舗等や資源の有効利用(観光資源利用等)のための建築物等にかかる開発基準を設けており、適合の可否については事前の打ち合わせ協議を必要としている。)

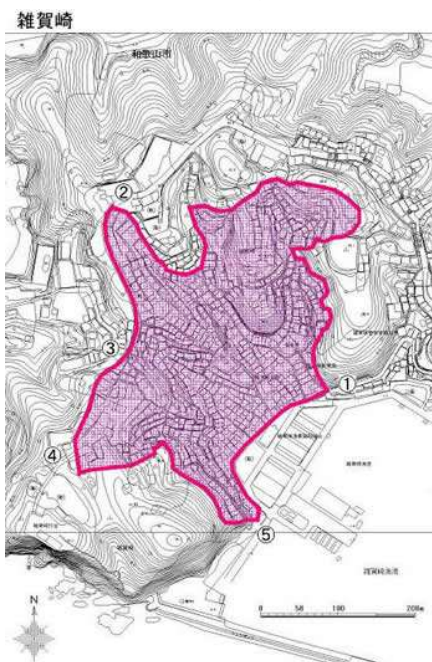
(都市計画 区域区分)



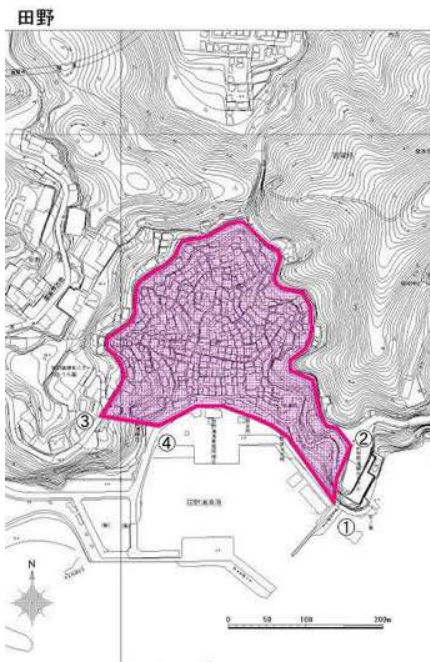
凡例	
市街化区域界	
第1種低層住居専用地域	建ぺい率30%、容積率50%
第2種低層住居専用地域	建ぺい率50%、容積率100%
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	建ぺい率80%、容積率200%
	建ぺい率80%、容積率300%
商業地域	建ぺい率80%、容積率400%
	建ぺい率80%、容積率600%
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	

建ぺい率	容積率	道路斜線規制	隣地斜線規制
60%	200%	勾配1.5	20メートル+勾配1.25
70% (緩和適用基準区域)			

(緩和適用基準地区)

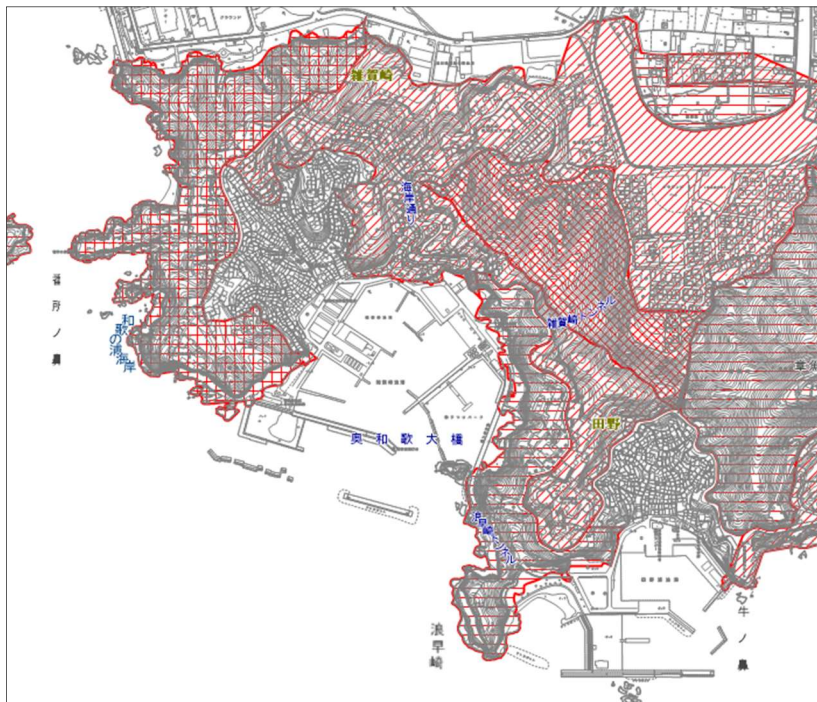


①-②: 風致地区境界。 ②-③: 県道新和歌浦橋原線(道路中心線)
③-④: 市道雑賀崎10号線。 ④-⑤: 風致地区境界。 ⑤-①: 埋立地外郭道路



①-②: 田野・新和歌浦地区境界。 ②-③: 県道新和歌浦線(道路中心線)
③-④: 風致地区境界。 ④-①: 埋立地外郭道路

(都市計画 風致地区「新和歌浦雑賀崎」)



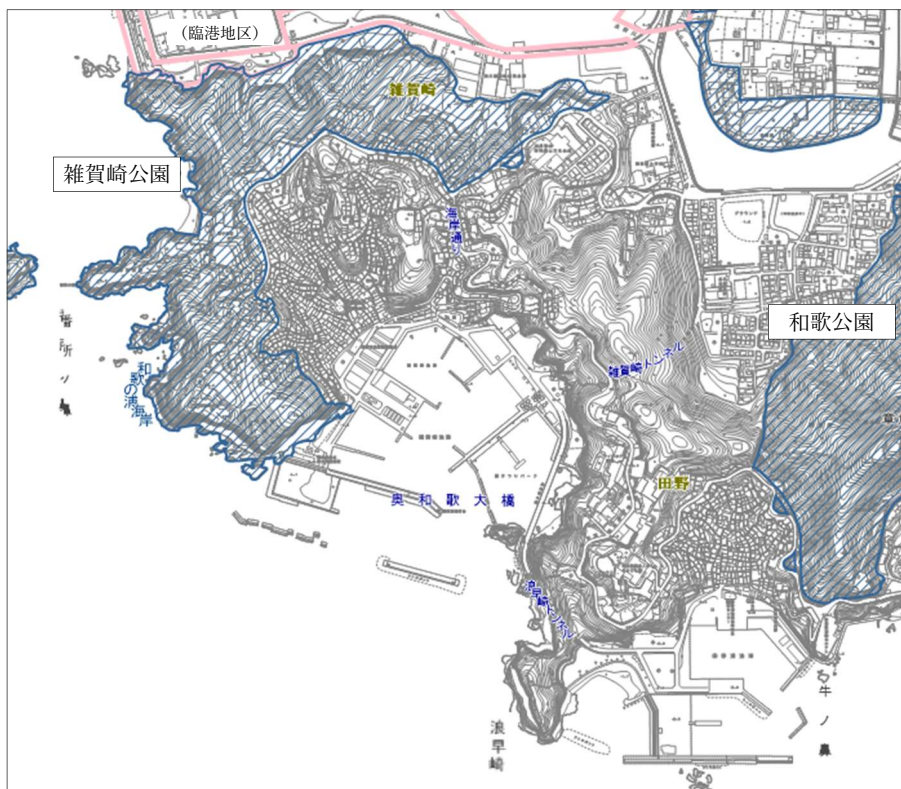
凡例			
	第一種風致地区		第二種風致地区
	第三種風致地区		第四種風致地区

風致地区の種別	高さ	建ぺい率	外壁から道路の境界線までの距離	外壁から敷地の境界線までの距離	緑化率
第1種風致地区	8メートル	20%	3メートル	1.5メートル	40%
第2種風致地区	10メートル	30%	2メートル	1メートル	30%
第3種風致地区	12メートル	30%	2メートル	1メートル	30%
第4種風致地区	15メートル	40%	2メートル	1メートル	20%

※ 適用除外となる行為については、和歌山市の許可を要しない。ただし、当該行為を行うものはあらかじめ市長にその旨の通知が必要。(本エリアに関連性が高い主な許可不要行為は以下のとおり 「和歌山市風致地区内における建築等の規制に関する条例」より抜粋)

- 地方公共団体又は農業、林業若しくは漁業を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為 (水面の埋立て及び干拓を除く。)
- 漁港施設 (漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号) 第3条に規定する漁港施設をいう。以下この号において同じ。)(同条第1号並びに同条第2号イ及びロに掲げる施設に限る。)の新築、増築、改築若しくは補修又は漁港施設の管理に係る行為
- 港湾法 (昭和25年法律第218号) 第2条第5項に規定する港湾施設 (同項第1号から第5号までに掲げる港湾施設に限る。以下この号において同じ。) 及び同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設の新築、増築、改築若しくは補修又は管理に係る行為
- 都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第2条第1項に規定する都市公園 (同条第3項各号に掲げるものを除く。) 又は同条第2項に規定する公園施設の設置又は管理に係る行為
- 自然公園法 (昭和32年法律第161号) 第2条第6号に規定する公園事業又は同条第4号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為

(都市計画 都市計画公園緑地)



都市計画公園（雑賀崎公園・和歌公園）の計画区域については、将来 公園事業を円滑に行うことを目的に、建築物を建築する場合には許可申請が必要となる。（都市計画法第53条）

許可基準：建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、若しくは除却することができるものであると認められること。

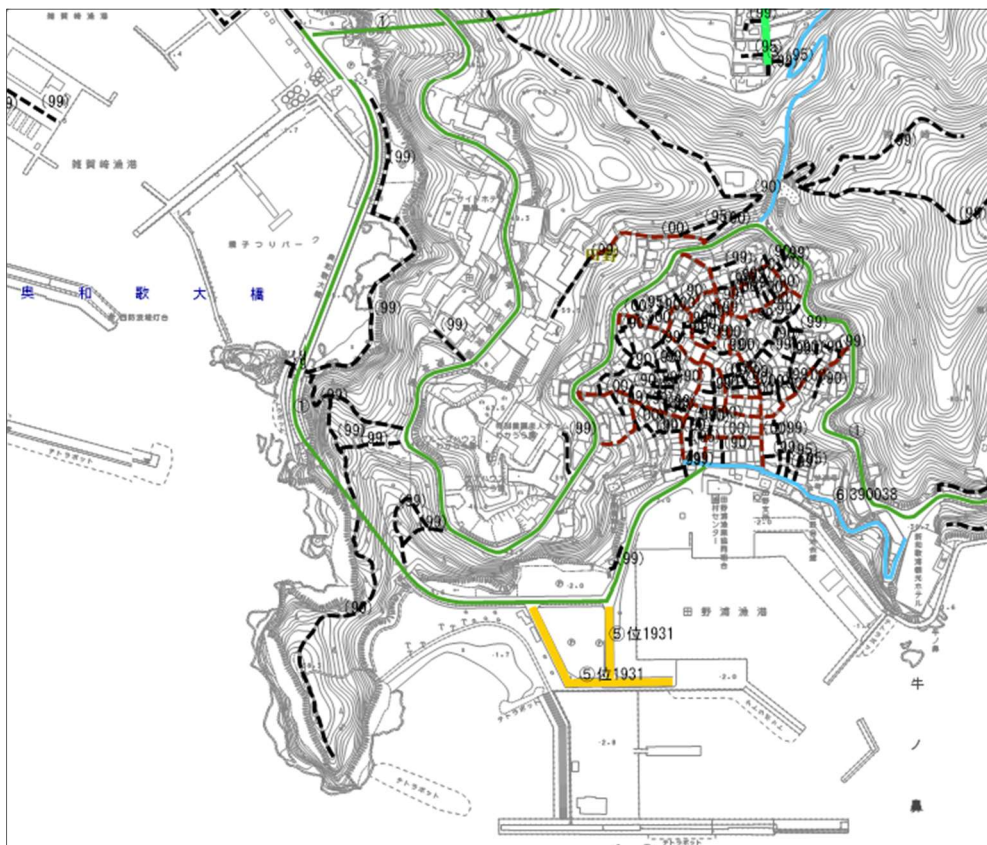
- ・階数が2階以下で、かつ地階を有しないこと
- ・主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること

3. 建築基準法 指定道路図（道路参考図）
（雑賀崎地区）



凡 例		
①	42条1項1号 (幅員4m以上)	道路法による道路
②	42条1項2号 (幅員4m以上)	土地区画整理法、都市計画法その他の法令による道路
③	42条1項3号 (幅員4m以上)	建築基準法施行時以前より存在する道路
④	42条1項4号 (幅員4m以上)	道路法、都市計画法その他の法令により事業計画のある道路で、特定行政庁が指定した道路
⑤	42条1項5号 (幅員4m以上)	土地所有者が築造し、特定行政庁からその位置の指定を受けた道路
⑥	42条2項 (幅員1.8m以上4m未満)	建築基準法施行時以前より存在する道路で告示により一括指定
	建築基準法上の道路でない

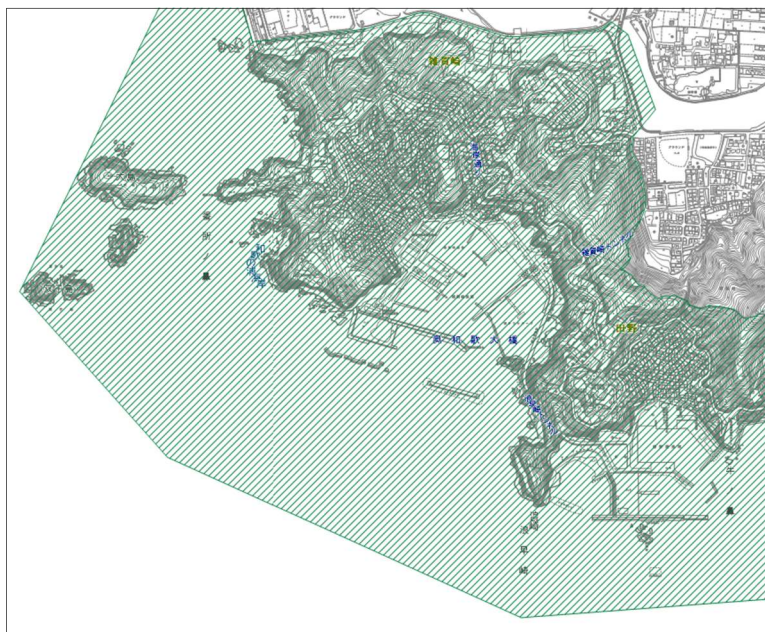
（田野地区）



※ 建築物を建てる際に必要となる道路がなく建築基準法第43条第2項第2号による許可が必要な場合に、当該地区特有の道路事情及び住宅事情を考慮した許可基準を設けている。

4. 和歌山市景観計画（景観重点地区）について（和歌の浦景観重点地区区域）

市を象徴する景観上重要な地区を「景観重点地区」に指定しており、和歌浦湾や片男波海岸を囲む眺望景観の保全（主に俯瞰景、仰瞰景）を主眼に、それらの及ぶ範囲や市民が認識している和歌の浦の範囲を「和歌の浦景観重点地区区域」として指定している。



（和歌の浦景観重点地区の目標・方針）

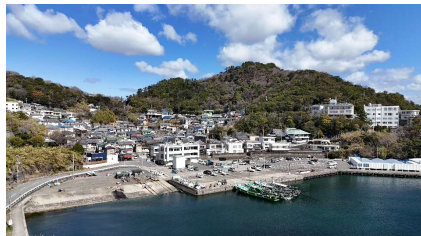
目標：湾・島しょといった独特の地形・自然の中で、人々の営みが調和して創り育ててきた眺望景観を未来に継承する

方針① 高台から湾を見下ろす（俯瞰する）眺望景観の保全	高台から見下ろす（俯瞰する）ことができる湾の眺望景観を保全し、阻害することのないように、一定規模の建築物・工作物等の高さや色彩等を誘導し、背後の半島部の緑や、海、干潟等といった自然との調和を図る。
方針② 海際から見上げる（仰瞰する）・見わたす眺望景観の誘導	海際から見上げる（仰瞰する）、あるいは見わたすことができる眺望景観との調和を図るため、一定規模の建築物・工作物等の高さや色彩等を誘導する。
方針③ 眺望を阻害する要因の改善	良好な眺望景観を阻害することがないよう、老朽化し、放置された建築物の適正な管理・更新や、植栽等による遮蔽等、阻害する要因の改善に努める。

入り組んだリアス式海岸が特徴的な半島部に位置する漁村で、湾の傾斜部に張り付くように家屋が密集した独特の景観を形成している。雑賀崎は一本釣りの漁法で有名な漁港であり、旧正月には大漁旗を掲げ祝う伝統行事が今も受け継がれている。家並みをつぶさに見ると、雑賀崎は陸屋根、田野は勾配屋根が多いという特徴がある。



雑賀崎の集落



田野の集落

（和歌山市景観計画ー和歌の浦景観重点地区ー【概要版】から抜粋）

(届出対象行為)

区 分		規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さ10m超 又は建築面積100㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次の掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車庫庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電設備等の用途に供するもの	高さ10m超 又は建築面積100㎡超
	②モニュメントその他これに類するもの	全ての行為
	③その他の工作物	高さ10m超 又は築造面積100㎡超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為面積1,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		行為面積1,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為面積3,000㎡超
夜間においては公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明		上記建築物の新築等に伴い設置するもの
木竹の伐採		行為面積1,000㎡超

(景観形成基準)

項 目		基 準
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・湾・島しょといった独特の地形がつくる、和歌浦干潟や片男波といった広がりある美しい水際線の眺め、あるいは田野、雑賀崎で見られる田鏡型の湾の眺めといった眺望景観を保全する。 ・美しい眺めが堪能できる高台の眺望点から見下ろす（俯瞰する）ことができる湾の眺望景観を保全し、阻害することのないように配慮する。 ・海際から見上げる（仰視する）、あるいは見わたすことができる眺望景観を保全し、阻害することのないよう配慮する。 ・良好な眺望景観を阻害することがないよう、老朽化し、放置された建築物の適正な管理・更新や、植栽等による遮蔽等、阻害する要因の改善に努める。
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	A 配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・高さの最高限度を15mとし、主要な眺望点からの眺望を妨げることのないような配置・規模とする。ただし、市長が良好な景観形成に支障がないと認め、又は公益上やむを得ない認めた場合はこの限りではない。なお、市長が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないかどうかを判断するに当たって必要があると認めるときは、景観審議会の意見を聴くことができる。 ・湾の地形の島しょ部や海岸線等が形づくると特徴的な地形を保全する。
	B 形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点からの眺望を妨げることがないよう、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。
	C 色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁及び屋根の色彩は、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないよう、周辺との調和や地区の特徴に配慮するとともに、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮したものを使用する。 ・屋根及び外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。
	D 緑化・外構	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。 ・建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植栽に調和した緑化に努める。
特定照明		<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱し、眺望を阻害しないよう、照明方法等に配慮する。
工作物の新設、増築、改築等		<ul style="list-style-type: none"> ・高さの最高限度を15mとし、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないような配置・規模とする。ただし、市長が良好な景観形成に支障がないと認め、又は公益上やむを得ない認めた場合はこの限りではない。なお、市長が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないかどうかを判断するに当たって必要があると認めるときは、景観審議会の意見を聴くことができる。 ・島しょ部や海岸線等が形づくると特徴的な地形を保全する。 ・外観の色彩は、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないよう、周辺との調和や地区の特徴に配慮するとともに、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮したものを使用する。
開発行為／土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点から望める海岸線や陸線を大きく損なう行為は避ける。 ・行為を行う場合は、既存の地形等をいかした計画となるように配慮し、大規模な法面等が生じないようにするとともに、緑化等を積極的に進め、眺望景観に配慮したものとする。
物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点から見えない場所を選定する。 ・やむを得ず見える場合は、緑化等を積極的に進め、遮へい措置を講じ、眺望景観に配慮したものとする。
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点から望める山肌を大きく損なう伐採は避ける。 ・行為を行う場合は、既存の植生等をいかした計画となるように配慮し、緑化や植生の復元を積極的に進め、眺望景観に配慮したものとする。

「工作物」とは、土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので、次のものをいう。

- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・橋りょう、高架道路高架鉄道、その他これらに類するもの
- ・製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの
- ・道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯（道路又は公園の管理者が設置するものを除く。）、変圧塔、アーチ、アーケード、モニュメント（装飾塔、記念塔、彫像、記念碑、彫刻、塔、噴水、彫塑、パブリックアート、物の形（動植物、人形、機械など）をモチーフとした装飾）その他これらに類するもの・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・垣、柵、塀、門その他これらに類するもの
- ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・アンテナ（高さが4メートル以下のものを除く。）及びその附属施設、換気施設その他これらに類するもの
- ・日よけ、雨よけその他これらに類するもの
- ・上記に掲げるもののほか、市長が指定するもの

5. 文化財保護法・和歌山県／和歌山市文化財保護条例による文化財保護について

雑賀崎・田野地区の文化財の分布及び埋蔵文化財包蔵地は以下のとおりである。史跡・名勝・天然記念物については、その現状を変更しようとする場合は所管自治体または文部科学省の許可が必要であるほか、埋蔵文化財包蔵地周辺で土木工事等を行う場合、事前の届け出等が必要となる。

鷹の巣



読み仮名	たかのす
指定	県指定文化財 天然記念物
指定日	昭和34年(1959)4月23日
時代	-
地区	雑賀崎地区
所在地／所有者等	雑賀崎／和歌山市

雑賀崎の西南で、海に突き出た岬の断崖絶壁が「鷹の巣」とよばれている。絶壁の高さ50mで、紀州の青石とよばれる結晶片岩が海岸に露出し、豪壮な景観を形成しており、鷹がこのような絶壁の岩穴に巣をつくることから名付けられた。鷹の巣の下に「上人の窟」とよばれる洞窟があり、天正8年(1580)、織田信長との石山合戦に敗れ、大阪の石山本願寺から紀州の鷺ノ森に逃れた教如上人が、和歌浦から舟で逃れ、この洞窟にひそんで難をまぬがれたと伝わる。

雑賀崎台場



読み仮名	さいかざきだいば
指定	県指定文化財 史跡
指定日	平成22年(2010)4月20日
時代	江戸時代
地区	雑賀崎地区
所在地／所有者等	雑賀崎／個人

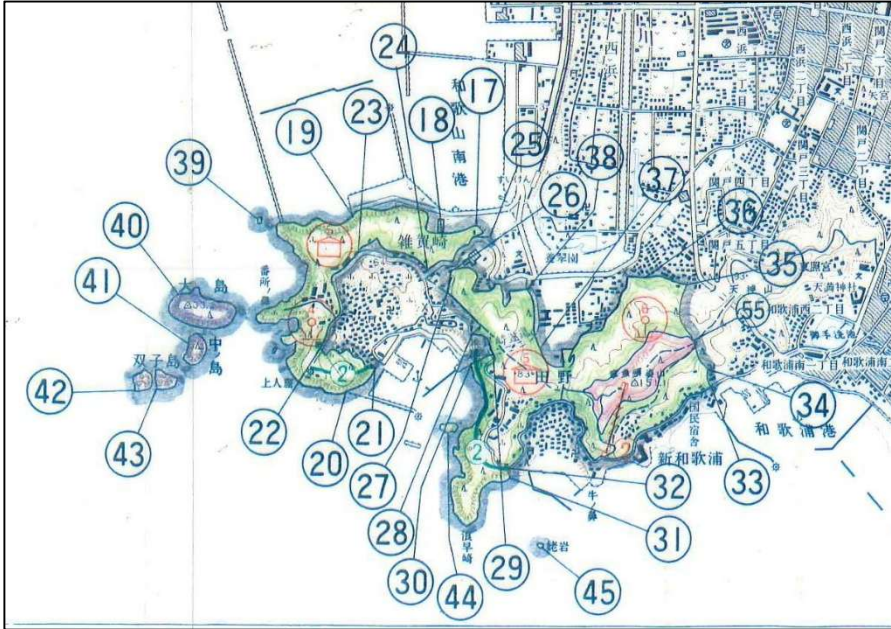
江戸時代末期、外国船の来航に対処するために、紀州藩により沿岸部に築かれた土塁・石垣・砲台などの海防施設。雑賀崎台場は、紀伊水道に突出した通称「トンガの鼻」と呼ばれる岬の先端部に築かれた台場跡で、調査により周囲には土塁がめぐり、土塁の下には石垣が構築されている状況が判明した。土塁に囲まれた中央部には、逆V字状の石積み遺構が確認されている。この石積み遺構に関しては、現在のところ類例がなく、詳細は不明だが、砲台に関連するなんらかの施設であるものと考えられる。台場の築造時期は、構築の際の整地土から出土した遺物より、18世紀後半から19世紀前半と考えられる。

埋蔵文化財包蔵地



6. 自然公園法に基づく国立公園指定（瀬戸内海国立公園 和歌山県地域）

瀬戸内海国立公園（和歌山県地域）は、自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護するものであり、自然公園区域内で、工作物の新築・増改築、広告物の設置、土石の採取、木竹の伐採、物の集積、土地の形状変更等の行為を行おうとする場合は、あらかじめ許可または届出が必要となる。（許可・届出及び公園事業の取扱方針については環境省 近畿地方環境事務所「瀬戸内海国立公園（和歌山県地域）管理計画書」を参照）



瀬戸内海国立公園 和歌山県地域

公園事業の位置付け

雑賀崎宿舎

雑賀崎園地

章魚頭姿山園地

上記の位置付けがされているものであれば、環境省の認可を得た上で、宿舎事業、園地事業を実施できる可能性がある（具体的な区域等は、環境省 近畿地方環境事務所へ問い合わせを要す）

（特別地域内での主な規制）

地種区別	一般建築物の新築等	分譲地等内の建築物の新築等	車道の新築等
第1種特別地域	●不可 (学術研究など公益上必要(公益性)、かつ、その場所であれば目的が達成できない(必然性)場合を除く)	●不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)	●残土を特別地域、特別保護地区等において処理しない ●農林漁業等、地域住民の日常生活に必要、公益上必要等のいずれかに該当 ●土砂の流出・崩壊の防止措置 ●大規模な切土・盛土を伴わない ●擁壁その他工作物の色彩・形態が周辺の風致景観と著しく不調和でない
第2種特別地域	●植生の復元が困難な地域等で行われるものでない ●主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない ●山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない ●屋根・壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない ●土地勾配：3.0%以下 ●公園事業道路等の路肩から2.0m、それ以外の道路から5m以上離れている ●敷地境界線から5m以上離れている ●高さ1.3m以下 ●建築面積：2,000m ² 以下 等	●植生の復元が困難な地域等で行われるものでない ●主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない ●山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない ●屋根・壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない ●保存緑地において行われるものでない ●分譲地内の建築物については、2階建て以下かつ高さが1.0m以下 ●集合別荘等については高さ1.3m以下 ●敷地面積が1,000m ² 以上 ●敷地面積を戸数で除した面積が250m ² 以上 ●総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合がそれぞれ20%・40%以下(2特)並びに20%・60%以下(3特) ●土地勾配が3.0%以下 ●自然草地等でないこと ●公園事業道路等から2.0m以上、それ以外の道路から5m以上離れていること ●敷地境界線から5m以上離れていること ●建築物の建築面積が2,000m ² 以下	
第3種特別地域			
地種区別	その他の工作物の新築等	土地の形状変更	木竹の伐採
第1種特別地域	●不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)	●不可 (公益性、必然性が認められる場合、農地改良のための行為等を除く)	●単木択伐 減のおそれがない ●択伐率が現在蓄積の10%以下 ●樹齢が標準伐期齢に10年を加えたもの以上
第2種特別地域	●植生の復元が困難な地域等で行われるものでない ●主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない ●山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない ●色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない ●公園事業道路等の路肩から2.0m以上離れているか、又は公益上必要であること、農林漁業上必要、建築物の敷地内のいずれかに該当	●植生の復元が困難な地域等で行われるものでない ●集団的に建築物その他の耕作物を設置する敷地造成でないこと(階段状の造成でないこと) ●ゴルフ場の造成のためでないこと ●廃棄物の埋め立てによるものでないこと ●申請に係る場所以外の場所においては目的を達成できないと認められること ●範囲が必要最小限であること ●土砂の流出のおそれがないこと	●択伐の場合は現在蓄積の30%以下 ●皆伐の場合は1伐区の面積が2ha以内 等
第3種特別地域			●風致景観に著しい支障を及ぼす場合以外は制限なし

7. 漁港指定区域（雑賀崎漁港 田ノ浦漁港）

（歴史・沿革）

土地の漁師が独自の「一本釣り」をあみ出したことから漁村として発展したと言われている。かつての一本釣り漁師達は、千葉方面～五島列島にかけて、当時高値で取引することができたマダイ、アカハタ、メイチダイなどを求めて船上で生活する旅漁を行っていたが、現在は漁船・漁法の近代化によりほとんどが小型底曳網漁業に転換されている。

雑賀崎	2024	2013	田ノ浦	2024	2013
漁船数	41隻	68隻	漁船数	5隻	9隻
水揚げ量・額	108t / 1.9億円	217t / 3.7億円	水揚げ量・額	105t / 9800万円	112t / 1.3億円
漁業経営体数	50	82	漁業経営体数	5	9
漁業従事者数	底引き網漁業 43人 一本釣り漁業 8人	底引き網漁業 71人 一本釣り漁業 12人	漁業従事者数	底引き網漁業 18人	底引き網漁業 25人 一本釣り漁業 1人
出漁日数	86日（凡そ20隻以上の出漁日） 船上販売：130日程度	—	出漁日数	106日	—

（主な魚種）

[5月頃-10月頃]

甲殻類 ジャコエビ（小エビ）、シャコエビなど

魚類 ハモ、タチウオ、ヒラアジ、マダイ、イボダイ、アカカマス、スズキなど

頭足類 アカイカ、ヒイカ、マダコ、テナガダコなど

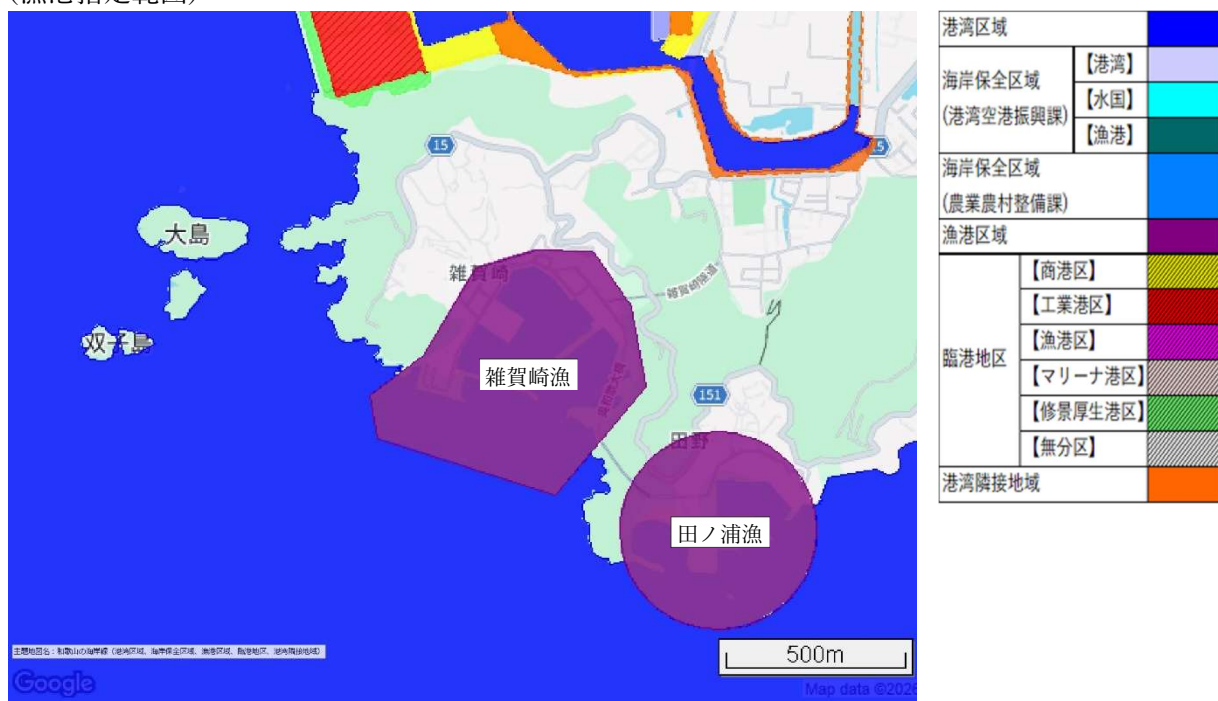
[11月頃-6月頃]

甲殻類 アシアカエビ、シラサエビ、サルエビなど

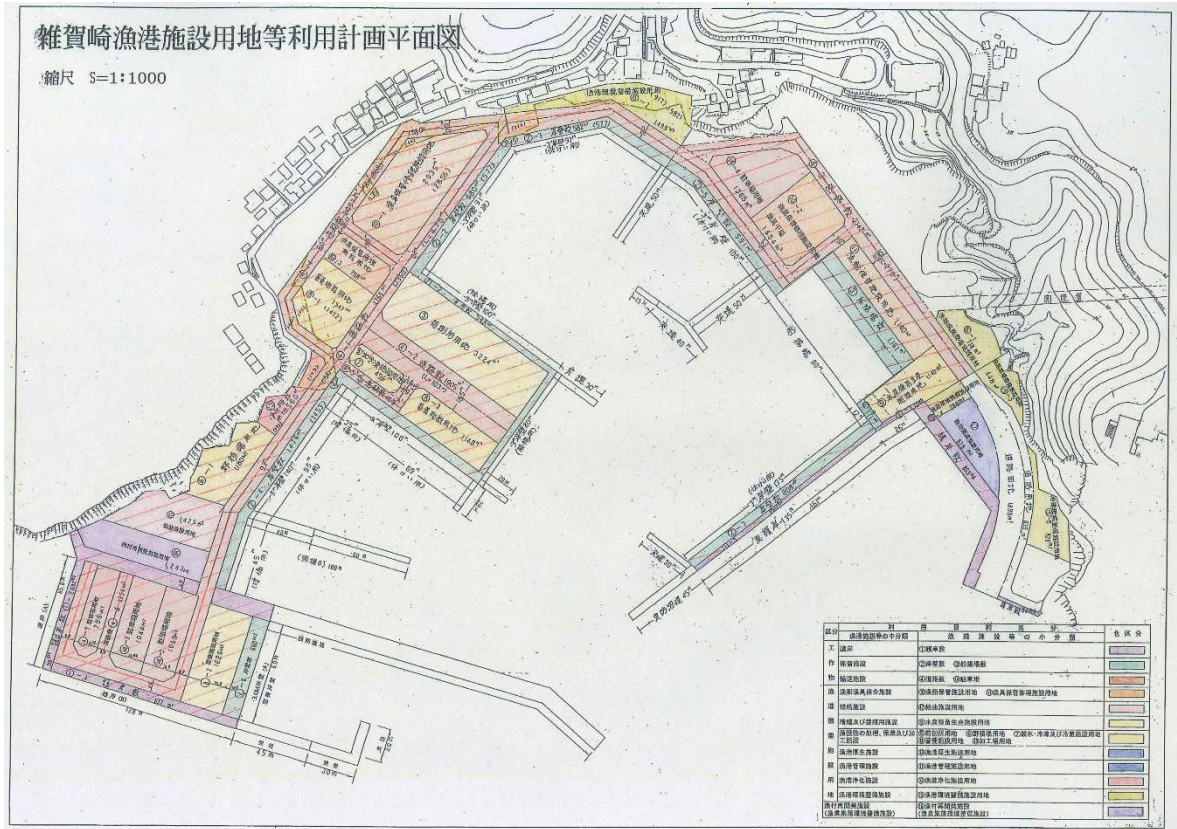
魚類 ヒラメ、アカシタビラメ、ホウボウ、クロダイ、マゴチなど

頭足類 ミミイカ、コウイカ、モンゴウイカなど

（漁港指定範囲）



雑賀崎漁港（第2種漁港 管理者：和歌山市） 漁港施設用地利用計画



田ノ浦漁港（第1種漁港 管理者：和歌山市） 漁港施設用地利用計画

